

令和3年度 第5回熊本市体罰等審議会 次第

令和3年9月29日（水）午前9時
熊本市教育委員会事務局 7階会議室

1 開会

2 議事

（1）令和3年度「体罰・暴言等不適切な指導に関する相談票」について

3 その他

4 閉会

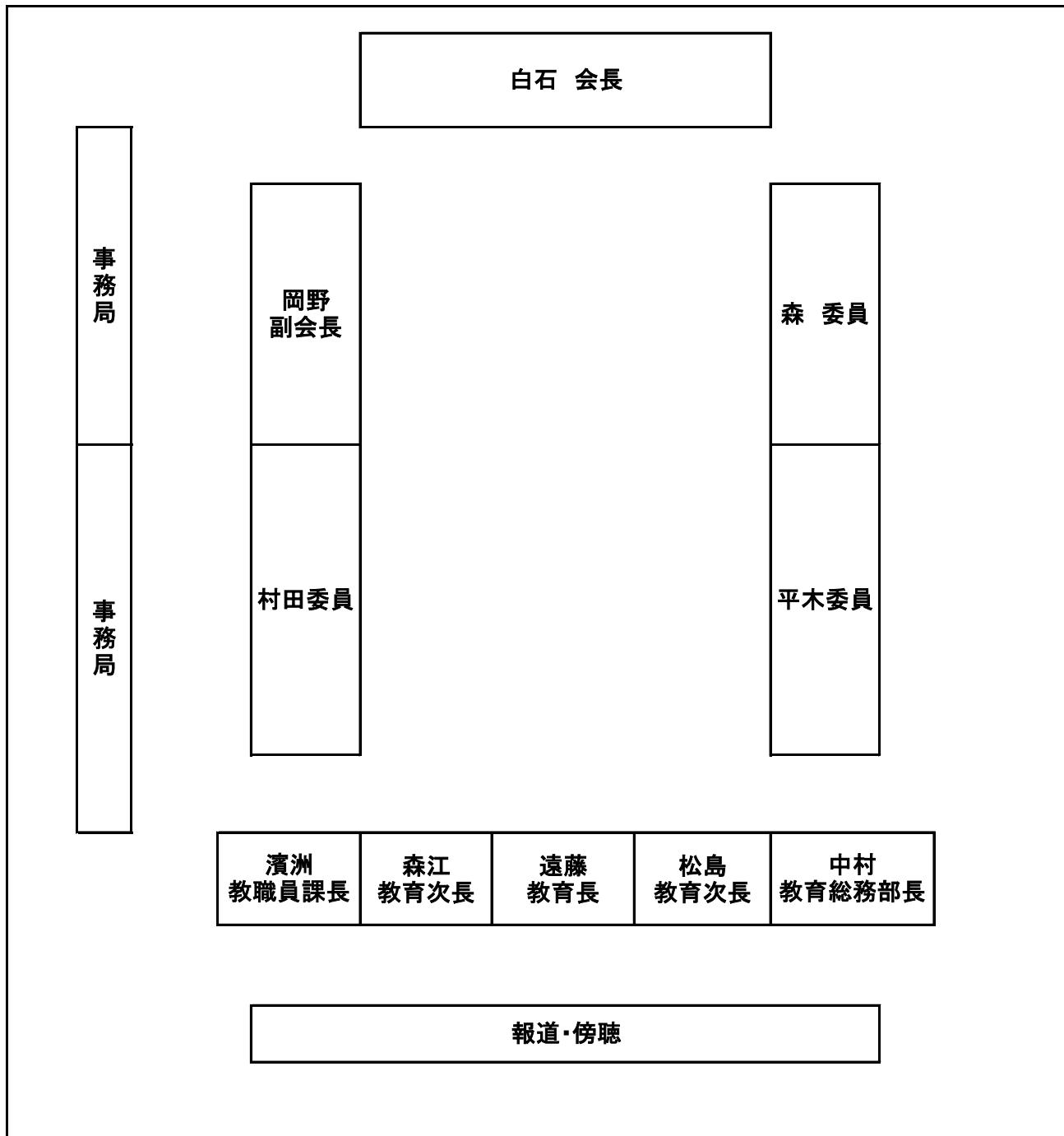
【配布資料】

1 【議事資料】

令和3年度「体罰・暴言等不適切な指導に関する相談票」に関する調査報告書
体罰等判定フローチャート（当日配布）

令和3年度 第5回熊本市体罰等審議会 席次表

熊本市教育委員会事務局 7階会議室



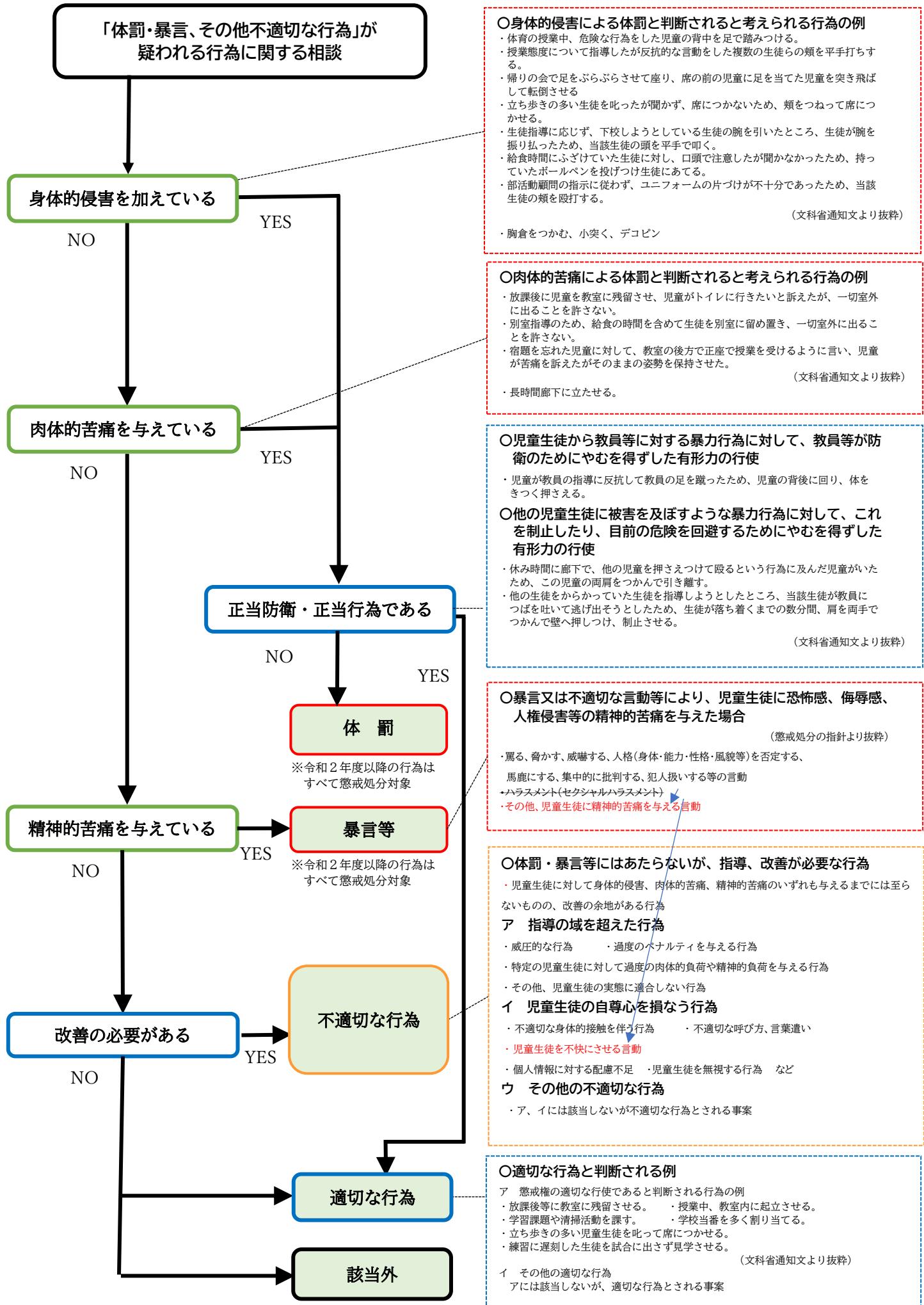
第5回熊本市体罰等審議会出席者一覧

熊本市体罰等審議会委員	
職	氏名
会長	白石 陽一
副会長	岡野 高明
	森 徳和
	村田 槟
	平木 美和

熊本市教育委員会	
職	氏名
教育長	遠藤 洋路
教育次長	松島 孝司
教育次長	森江 一史
教育総務部長	中村 順浩
教職員課長	濱洲 義昭

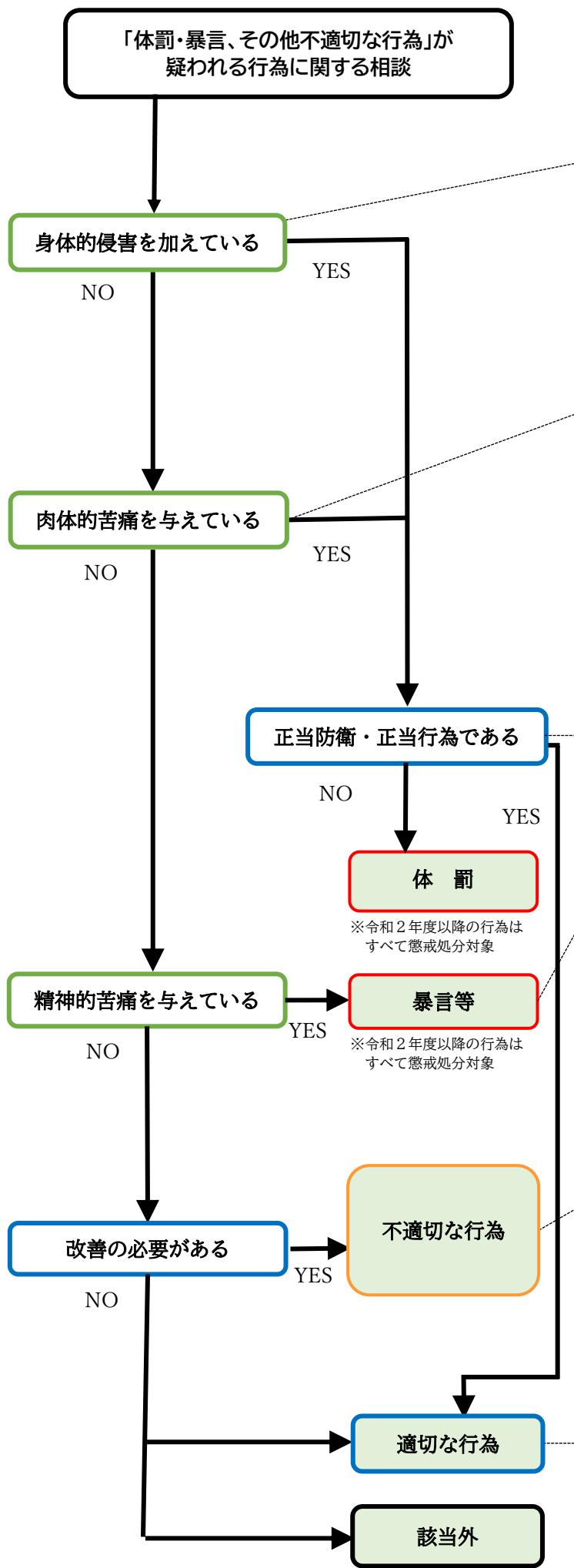
熊本市体罰等審議会事務局（学校問題対応チーム）	
職	氏名
教育審議員	橋爪 富二雄
審議員	岩下 真也
主任指導主事	福嶋 孝明
指導主事	西富 忠篤
主任主事	井上 芳乃

体罰等判定フローチャート (修正)



体罰等判定フローチャート

(令和3年9月改訂)



○身体的侵害による体罰と判断されると考えられる行為の例

- ・体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、席の前の児童に足を当てた児童を突き飛ばして転倒させる。
- ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く。
- ・給食時間にふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかつたため、持っていたボールペンを投げつけ生徒にあてる。
- ・部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

(文科省通知文より抜粋)

○肉体的苦痛による体罰と判断されると考えられる行為の例

- ・放課後に児童を教室に残業させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切室外に出ることを許さない。
- ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるように言い、児童が苦痛を訴えたがそのままの姿勢を保持させた。

(文科省通知文より抜粋)

○児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員につばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。

(文科省通知文より抜粋)

○暴言又は不適切な言動等により、児童生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与えた場合

- ・罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いする等の言動
- ・その他、児童生徒に精神的苦痛を与える言動

○体罰・暴言等にはあたらないが、指導、改善が必要な行為

- ・児童生徒に対して身体的侵害、肉体的苦痛、精神的苦痛のいずれも与えるまでには至らないものの、改善の余地がある行為

ア 指導の域を超えた行為

- ・威圧的な行為
- ・過度のペナルティを与える行為
- ・特定の児童生徒に対して過度の肉体的負荷や精神的負荷を与える行為
- ・その他、児童生徒の実態に適合しない行為

イ 児童生徒の自尊心を損なう行為

- ・不適切な身体的接触を伴う行為
- ・児童生徒を不快にさせる言動
- ・個人情報に対する配慮不足
- ・児童生徒を無視する行為
- ・など

ウ その他の不適切な行為

- ・ア、イには該当しないが不適切な行為とされる事案

○適切な行為と判断される例

ア 懲戒権の適切な行使であると判断される行為の例

- ・放課後等に教室に残業させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さず見学させる。

(文科省通知文より抜粋)

イ その他の適切な行為

- ・アには該当しないが、適切な行為とされる事案